

◎新潟県告示第331号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成29年3月24日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 施行者の名称
阿賀野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 阿賀野都市計画下水道事業
 - (2) 名称 阿賀野市公共下水道（新井郷川処理区）
- 3 事業施行期間
平成9年1月7日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分

平成11年新潟県告示第1102号及び平成15年新潟県告示第371号の事業地のうち、新潟県北蒲原郡水原町大字百津字境塚から若葉町及び山口町1丁目から中央町2丁目までの区間を削り、阿賀野市百津字境塚から若葉町の区間及び山口町1丁目から中央町2丁目までの区間を加える。